

山梨県公報

第二千四百七十五号

平成二十七年

一月八日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更……………一
- 一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことの認定……………一

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………二
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………二
- 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………三
- 農用地利用配分計画の認可の申請(二件)……………五
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(四件)……………一
- 土地区画整理組合の定款の変更認可……………二
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二
- 開発行為に関する工事の完了について……………二

告示

山梨県告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十七年一月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
先から 斐崎市藤井町北下條字冷田二八四番の一地 斐崎市藤井町北下條字下横屋一四三六番の一地先まで	一一・〇、 二五・三	一一・〇、 二五・三	(メートル)	一五一・〇
	一一・〇、 三八・八			一五一・〇

山梨県告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定により一団地内に建築される一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定したので、同条第八項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横内 正明

- 一 認定番号
山梨県指令建住第四千四百八十号
- 二 認定対象区域
笛吹市石和町松本字神田三百四十一番、三百四十二番、三百四十七番五
- 三 認定対象区域等を表示した図書の縦覧場所
山梨県県土整備部建築住宅課

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人ガン遺伝子治療サポートセンター
 - 2 代表者の氏名 田中 輝宏
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市大野三百八十番地の五
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、ガン遺伝子治療についての調査、研究及び情報の提供に関する事業、ガン患者及びそのご家族等に対する相談、支援及び援助に関する事業等を行い、医療及び福祉の増進と社会教育の推進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十六年十二月十八日から平成二十七年二月十七日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月二十二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人びあ
 - 2 代表者の氏名 芦沢 幸子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山下於曾千四百二十四番地八
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、障害（児）者に対して、療育及び地域生活支援に関する事業を行い、障害（児）者の自立と社会参加を図り、住民と障害（児）者が共に学び共に育ち合う地域社会を形成することに寄与することを目的とする。
 - 三 縦覧期間 平成二十六年十二月二十五日から平成二十七年二月二十四日まで
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。
- 平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
日本赤十字社 山梨県支部	山梨赤十字病 院	山梨県南都留郡富士 河口湖町船津六千六 百六十三番地一	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーショ ン（みなし） 訪問リハビリテ ーション（みな し） 訪問看護 （みなし）	平成二十六 年十月一日
公益社団法人 山梨県勤労者 医療協会	巨摩共立歯科 診療所	山梨県南アルプス市 桃園三百四十番地一	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	同
特定非営利活 動法人心優	訪問看護ステ ーション心優	山梨県甲斐市西八幡 三千七百八十番地三	介護予防訪問看 護 訪問看護	同
特定非営利活 動法人介護屋 さわみ	デイサービス さわみくなど ハウス	山梨県南巨摩郡身延 町三沢千五十一番地 二	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社H	デイサービス	山梨県南都留郡富士	介護予防通所介 同	同

C.S	四つ葉のクロ ーバー	河口湖町河口二千八 百十八番地	護 通所介護	
有限会社中田 屋	デイサービス センター「ハ ッピーサーク ル」	山梨県大月市七保町 葛野千五百七十四番 地二	介護予防通所介 護 通所介護	同
株式会社ヴァ ティー	ケアステーション ヨンあさひ甲 斐下今井	山梨県甲斐市下今井 二千七百九十一番地 一	介護予防通所介 護 通所介護	同
ありがたいの 介護株式会社	ありがたいの 介護山梨居宅 介護支援事業 所	山梨県山梨市小原西 八百四十番地メゾン 53Ⅱ一〇六号	居宅介護支援	平成二十六 年十月十日
株式会社ウイ ルピース	リハビリ特化 型デイサービ スカラダラボ 白根	山梨県南アルプス市 西野二千五百三十七 番地一	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六 年十月十四 日
株式会社ブレ ッザ	甲州茶話本舗 デイサービス ふじかわ	山梨県南巨摩郡富士 川町青柳町二百八十 一番地三	通所介護	平成二十六 年十月二十 四日

● 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年五月八日まで縦覧に供する。

平成二十七年一月八日

一 届出者

山梨県知事 横 内 正 明

氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名	住 所
角野幹男	山梨県中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
角野壽子	山梨県中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
角野英樹	山梨県中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
秋山一夫	山梨県中巨摩郡昭和町西条四千三百三十六番地
久保田由子	山梨県中巨摩郡昭和町西条四千五百五十四番地
小林一	山梨県中巨摩郡昭和町西条四千二百五番地
森田幸一	山梨県中巨摩郡昭和町西条四千六百六十五番地
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久	東京都千代田区二番町八番地八

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 株式会社イトーヨーカ堂甲府昭和店

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条字松ノ木三千百十四番一

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	角野幹男 角野壽子	山梨県中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地 山梨県中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
	角野英樹	山梨県中巨摩郡昭和町

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	所在	賃借権の設定等を受ける土地
農事組合法人茶工房まるわ	南都町 居住し、又は所在する市町村	南巨摩郡南都町本郷字下街 塗二百七番外二筆	面積（平方メートル） 二、三〇一

（詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。）

二 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間

この公告の日から平成二十七年一月二十二日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日

3 時間

午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 利害関係の内容

(三) 意見

3 提出期限

平成二十七年一月二十二日

● 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された農用地利用配分計画について知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 農用地利用配分計画

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	所在	賃借権の設定等を受ける土地
堀内 治	富士吉田市 居住し、又は所在する市町村	富士吉田市上吉田字大久保 二千九十七番外十九筆	面積（平方メートル） 二九、五九六
宮下 正名	富士吉田市	富士吉田市大明見字鴨川千 八百九十七番外一筆	一、五一〇
高橋 正浩	富士吉田市	富士吉田市上吉田下小佐野 百五十六番一外一筆	一、四五〇
窪田 幸仁	山梨市	山梨市中村字下沼二百七番 外三筆	二、三二〇
平山 裕海	山梨市	山梨市歌田字北川原千百三 十七番	一、二九三

中島 光一	山梨市	山梨市歌田字樋口三百十番一	一、三九九
田草川 茂	山梨市	山梨市下栗原字久保田八百二十二番一外一筆	一、三四六
中山 浩貴	山梨市	山梨市牧丘町窪平字塚田九百八十番一外四筆	一、〇五一
降矢 隆	山梨市	山梨市大野字三十六千六百八十一番	二九三
広瀬 正人	山梨市	山梨市大野字三十六千七百九十七番一	八五五
奥山 利定	山梨市	山梨市牧丘町倉科字梅ノ窪六千三百二十四番一外一筆	一、三九三
岡 辰也	山梨市	山梨市牧丘町倉科字西中尾六千二百四番一外一筆	七六二
岡 和彦	山梨市	山梨市牧丘町倉科字琵琶窪五千三百三十六番一	四七七
藤巻 慶太	山梨市	山梨市万力字足原田九百四十一番二外二筆	一、五六五
藤巻 博己	山梨市	山梨市万力字獅子岩二千六百八十八番外二筆	三、九七九
山下 孝次	山梨市	山梨市万力字獅子岩二千五百八十五番一	一、一一八
		山梨市万力字大地窪二千三百八十五番一	一、〇三〇
		山梨市南字コブケ三百九十	一、五七四

大森 政昭	山梨市	山梨市正徳寺字柳川二千四十一番外二筆	一、四七二
遠山 富彦	山梨市	山梨市江曾原字井坪三百三番	一、〇〇一
古屋 景仁	山梨市	山梨市三ヶ所字木戸四百五十八番	一、一六五
根津 昌功	山梨市	山梨市正徳寺字柳田三百二十五番	三九五
伊藤 一	山梨市	山梨市正徳寺字柳田三百四十六番	一、五五九
奥山 内支	山梨市	山梨市一町田中字鍋田九百八十一番一外一筆	六六七
早川 重美	山梨市	山梨市市川字犬塚八十六番一	一、一二二
		山梨市市川字犬塚百十六番一	一、一七二
小泉 英夫	山梨市	山梨市正徳寺字泥於根二千三百三番十外二筆	一、七八七
代永 一彦	山梨市	山梨市万力字獅子岩二千四百五十五番十七外一筆	二、一八六
寺井 康夫	山梨市	山梨市万力字唐土宮千六百五十一番	三五一
田草川 直	山梨市	山梨市一町田中字鍋田九百九十五番一	八三一

佐藤 文昭	山梨市	山梨市一町田中字鍋田九百八十二番一	一、七〇三
鶴田 實	山梨市	山梨市南字コブケ四百十六番一外二筆	八九七
中沢 一成	山梨市	山梨市南字滝ノ平千六百六十一番外一筆	一、五二六
高田 弘	山梨市	山梨市正徳寺字欠ヶ下八百六十一番二	一、〇一九
三枝 司	山梨市	山梨市一町田中字梨ノ木二百三十三番一	一、一五七
辻 則夫	山梨市	山梨市一町田中字境田六百二十六番	三五三
藤巻 豊彦	山梨市	山梨市下神内川字宗高三百九番	八五九
三澤 益弘	山梨市	山梨市下神内川字馬耙田八百四十六番一	四一三
椿田 秀秋	山梨市	山梨市下神内川字宗高三百十二番外三筆	二、六五六
三澤 和祐	山梨市	山梨市下神内川字馬耙田八百三十四番	一、二六九
廣瀬 和夫	山梨市	山梨市大野字三十六千六百八十四番一外二筆	一、六六〇
有限会社ピーチ専科ヤマシタ	山梨市	山梨市正徳寺字河原千六百七十九番一	一、三九〇

武藤 良則	山梨市	山梨市西字中村七十九番一	一、二八七
矢崎 力	山梨市	山梨市一町田中字小沢八百九十四番外一筆	二、〇四二
藤巻 義彦	山梨市	山梨市下神内川字下川原九百十五番一	七二一
窪田 今朝	山梨市	山梨市南字滝ノ平千四百九十四番外一筆	一、五三一
富		山梨市南字滝ノ平千四百九十三番外一筆	一、七一八
岸本 春仁	山梨市	山梨市牧丘町北原字上ノ向千六百三十二番三	二、二三〇
澤登 一治	山梨市	山梨市牧丘町倉科字田處五千六百五十九番一外二筆	二、一九九
野澤 明弘	山梨市	山梨市東字大久保二千七百八十六番四十六外一筆	一、八一三
丹澤 修	山梨市	山梨市中村字中沼百八十五番一	五六六
堀内 誠貴	山梨市	山梨市三ヶ所字榎田二百四十二番	一、二二六
日野原 利雄	山梨市	山梨市一町田中字小沢八百七十八番外四筆	五、一〇四
渡辺 修身	山梨市	山梨市落合字山口八百六十四番一	二、八二八
椋田 茂	山梨市	山梨市万力字藤塚二千五百八十三番外二筆	一、五九五

渡辺 正美	山梨市	山梨市牧丘町西保下字荒墓 四千二百六十番外三筆	一、六〇八
小林 剛士	山梨市	甲州市勝沼町上岩崎字下川 窪七百三十八番外三筆	四、七三六
有限会社営 農塾マルニ	山梨市	山梨市下井尻字十王堂千百 四番外七筆	三、九八七
		山梨市七日市場字上川窪千 二百三十七番外四筆	二、五三八
		山梨市七日市場字東原八百 九十二外六筆	四、〇二五
		山梨市小原東字白山三百二 十九番一外三筆	一、八八一
		山梨市七日市場字向田三百 八十五番一外七筆	三、二二八
		山梨市牧丘町倉科字滝ノ沢 二千六百八十番一外二筆	九八七
		甲州市塩山小屋敷字扇山二 千三百十三番四十七外十一 筆	七、五七六
遠山 善明	笛吹市	笛吹市御坂町蕎麦塚字道中 根七百四十二番外二筆	一、五七六
宮澤 廣	笛吹市	笛吹市八代町北字観音田二 千二百八十八番外八筆	二、三九三
		笛吹市八代町南字堀ノ内九 百四十五番外一筆	九八八
窪田 智雄	笛吹市	笛吹市春日居町熊野堂字狐 塚百三十番一外五筆	七、一一六
農業生産法 人株式会社 I J A P A N	笛吹市	笛吹市石和町下平井字真行 田八百四十番外二筆	三、四五二
		笛吹市石和町下平井字真行 田八百二十番外二筆	二、一一三
		笛吹市石和町中川字宮ノ前 千八十五番外四筆	一一、〇九二
加藤 勝彦	笛吹市	笛吹市八代町南字真道沢千 六百八十二番	七五一
渡辺 東	笛吹市	笛吹市八代町高家字御崎九 百十三番一外一筆	六六六
農業生産法 人葡萄専心 株式会社	笛吹市	笛吹市八代町南字雁甲三三 九百八十番一外四筆	四、六九七
小澤 浩之	笛吹市	笛吹市御坂町尾山字源五二 百四十八番外一筆	二、六三一
須田 佳彦	笛吹市	笛吹市八代町高家字塚田六 百八十九番外四筆	二、三〇六
野沢 義次	笛吹市	笛吹市春日居町小松字橋ノ 許百九十五番一	三四二
鈴木 公夫	笛吹市	笛吹市八代町米倉字角田千 二百十九番	二三八
杉山 光明	笛吹市	笛吹市御坂町蕎麦塚字大坊 領百十一番一外二筆	三、六一五

加賀美 洋	北村 学	板倉 由加子	岡 茂雄	近藤 義行	日野原 邦男	田中 巽	小池 賀津也	株式会社浅間園	鈴木 一男	前島 敏彦	前島 一仁	高野 卓
笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市
笛吹市八代町増利字門ノ内	笛吹市八代町永井字穴田四百二十三番二外八筆	笛吹市境川町石橋字国曾田五百五十二番外一筆	笛吹市境川町小黑坂字柳原二千十六番外二筆	笛吹市一宮町下矢作字覚沢二百三十五番	笛吹市春日居町桑戸字長塚千二百三十六番外四筆	笛吹市春日居町別田字立石町三百六十九番一外二筆	笛吹市御坂町藤野木字向井千六百五十四番	笛吹市一宮町東新居字下久保田六百二十三番一外七筆	笛吹市一宮町東新居字向原九百五十二番外一筆	笛吹市一宮町東新居字亀山千三百四十一番外六筆	笛吹市一宮町土塚字栗塚八百六十四番七外一筆	笛吹市八代町高家字山宮二千六百六十六番二
一、九〇四	二、六六七	一、七二〇	一、五三〇	七三一	一、一六三	一、八四五	一、五五二	六、二四五	三、〇一一	四、八一四	一、七一九	八五九

芦沢 輝久	佐藤 雄二	山下 和夫	網野 務	日野原 廣	弦間 豊子	倉田 俊彦	岩下 和也	末木 治	内藤 運富	有限会社マルサフルーツ古屋農園	鶴田 良文	
甲州市	甲州市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市	
甲州市塩山藤木字南掘込六二番二外一筆	山梨市南字滝ノ平千七百十二番二外一筆	笛吹市一宮町上矢作字水おし六百十七番	笛吹市御坂町井之上字金清寺下割四百十五番一外一筆	笛吹市春日居町桑戸字梅木田五百八十番一外一筆	笛吹市御坂町下黒駒字富士塚二千二百九十番	笛吹市御坂町大野寺字横田四百九十四番外一筆	笛吹市八代町大間田字阪東十九番四	笛吹市八代町大間田字阪東十九番五	笛吹市一宮町国分字堀米三百五番一	笛吹市一宮町国分字南森九百六十三番三外三筆	笛吹市八代町南字柳田四千九百十五番	千七百七十二番
三、一一五	一、二〇七	一、五〇七	一、五二〇	一、六一五	一、一一〇	二、九三七	四〇〇	四七〇	八〇九	二、三七一	二、七二九	

向山 敏	甲州市	甲州市塩山竹森字赤坂千二百七番一外二筆	二、二五三
早川 實	甲州市	甲州市勝沼町小佐手字工宮千二百二十番	九八〇
吉田 哲也	甲州市	甲州市塩山三日市場字中原四百九十七番一外三筆	三、三四五
北井 武文	甲州市	甲州市塩山千野字身洗田千四百二十八番外二筆	二、九二七
志村 実木男	甲州市	甲州市塩山西広門田字深田八百三十七番一外一筆	二、一一二
三森 正光	甲州市	甲州市塩山上塩後字塩山前九十七番外二筆	一、二八五
古屋 俊幸	甲州市	甲州市勝沼町菱山字拾石原三千六百十五番	一、二五七
寺澤 喜美雄	甲州市	甲州市勝沼町菱山字苜蒲沢四千百三番	一、二八八
佐藤 広滋	甲州市	甲州市塩山牛奥字岩ノ下千九百三十八番外二筆	四、三二四
株式会社東夢	甲州市	甲州市大和町日影字長柿千二百九十七番一外二筆	一、八六五
		甲州市大和町日影字長柿千三百十七番一外三筆	三、七六六
		甲州市勝沼町勝沼字道上三千五百九十五番三外六筆	一〇、三三二

二 縦覧の場所等

(詳細は、省略し、その関係書類を二の1に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。)

山口 美智子	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字別所三千五百十五番	一、〇六五
中村 肇	甲州市	甲州市勝沼町上岩崎字犬沢二千六百二十九番六	三、七三五
廣川 義光	甲州市	甲州市勝沼町勝沼字地藏久保八百六十七番一	八七一
小野 宗和	甲州市	甲州市塩山下粟生野字洗在家百五外二筆	三、一四二
御手洗 弘	甲州市	甲州市塩山上萩原字殿林二百二番	二、〇五六
若林 敏彦	甲州市	甲州市塩山三日市場字中堀千七百四十九番外一筆	一、三三二
相川 弘	甲州市	甲州市勝沼町菱山字神戸二百四十三番外一筆	二、八四六
中村 久	甲州市	甲州市塩山熊野字中道千六百八十八番	一、二九二
		甲州市塩山熊野字中道千七百四十四番外一筆	一、五〇八

1 場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農村振興課

2 期間
この公告の日から平成二十七年一月二十一日までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日

3 時間
午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

三 意見書の提出先等

1 提出先

二の1に掲げる場所

2 記載事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(二) 利害関係の内容

(三) 意見

3 提出期限

平成二十七年一月二十二日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年十二月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 株式会社旭創建

2 主たる営業所の所在地 甲府市白井町千三百九十九番地

3 代表者の氏名 代表取締役 羽澄健一

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九四一九号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る

一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成二十六年十一月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年十二月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 木内建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町大和千二百番地

3 代表者の氏名 代表取締役 木内淳二

三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二二）第六八五号

四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十六年十一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年十二月十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 有限会社一山鉄工場

2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山熊野二百五十七番地

3 代表者の氏名 代表取締役 三科勝

三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第三三三九号

四 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十六年十二月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十六年十二月二十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 雅エンジニア

2 主たる営業所の所在地 韮崎市藤井町北下條二百六十八番地一

- 3 代表者の氏名 小川雅之
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二三)第九五八五号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十一月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理組合の定款の変更認可
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり定款の変更を認可した。
 平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 組合の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十二年度から平成二十八年度まで
- 三 施行地区 富士吉田市大字小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部
- 四 事務所の所在地 富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十二年三月四日
- 六 変更後の事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市役所内
- 七 変更認可の年月日 平成二十七年一月八日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
 平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 組合の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地

- 富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市役所内
- 三 施行地区 富士吉田市大字小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部
- 四 設立認可の年月日 平成二十二年三月四日
- 五 変更後の事業施行期間 平成二十二年度から平成二十八年度まで
- 六 変更認可の年月日 平成二十七年一月八日

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十七年一月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 中巨摩郡昭和町西条字村前二一八七の三、二一八七の四、二一八八の二、二二〇一の一、二二〇一の三、二二〇一の四、二二〇一の五、二二〇二、二二〇二の二、水及び道の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中巨摩郡昭和町西条四千二百二番地 野呂瀬 正彦